

最高裁秘書第930号

令和3年3月26日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和3年3月23日に答申（令和2年度（最情）答申第57号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和2年度（最情）諮問第24号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和2年11月24日（令和2年度（最情）諮詢第24号）

答申日：令和3年3月23日（令和2年度（最情）答申第57号）

件名：早期退職の応募手続に関する裁判官からの問合せに使用しているマニュアルその他の文書の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「早期退職への応募を考えている裁判官から応募等の手続に関する問い合わせがあった場合の受け答えに使用している、人事局任用課実施係のマニュアルその他の文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和2年10月16日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

毎年4回作成される、最高裁判所長官名義の「早期退職希望者の募集実施要項」には、応募等の手続に関する問合せ先として、最高裁判所事務総局人事局任用課（実施係）の電話番号が記載されていることからすれば、本件開示申出文書は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

早期退職希望者の募集手続に関する問合せがあった場合に備えてマニュアルその他の文書を組織的に作成することを予定するような定めはなく、また、問合せがあった場合は個別に対応していることから、マニュアルその他の文書を

作成する必要もない。したがって、本件開示申出文書は作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年11月24日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和3年2月19日 審議
- ④ 同年3月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、早期退職希望者の募集手続に関する問合せがあった場合に備えてマニュアルその他の文書を組織的に作成することを予定するような定めはなく、また、問合せがあった場合は個別に対応していることから、マニュアルその他の文書を作成する必要もないとのことである。この点について、当委員会庶務を通じ、「早期退職希望者の募集実施要項」を確認した結果によれば、同要項には募集の対象や人数、期間、応募等の手続について詳細に記載されていることが認められる。このような「早期退職希望者の募集実施要項」の記載内容も踏まえて検討すれば、本件開示申出文書を作成する必要はなく、これを作成し又は取得していないとする最高裁判所事務総長の上記説明が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

滋

人

子

正

雅

戶

長

橋

門

口

員

員

委

員

委

員

委